調 査 書 作 成 上 の 留 意 事 項

2024(令和６)年度　入学試験／聖ウルスラ学院英智高等学校

中学校長は，正確公正を期して調査書を作成するため，校内に調査書等作成委員会を設置してください。

調査書の作成に当たっては，所定の生徒指導要録等に基づいて，生徒に関する客観的な資料となるよう十分留意してください。

※2024(令和６)年度の入学者選抜においては、文部科学省「今後の高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた配慮等について（５文科初第５９４号　令和５年６月１６日）｝に基づき、対応いたします。

Ⅰ　記入上の全般的注意

1　調査書の作成にあたっては，本校のホームページ（https://www.st-ursula.ac.jp/high/yoko/files/）からダウンロードした様式（表計算ソフト「エクセル」のファイル）を用いてください。宮城県教育委員会のホームページ https://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyou/kyo-r6nyushi.html からは、単独の「エクセル」ファイルの様式に加えて、差し込み印刷用の「エクセル」ファイルもダウンロードできます。また，手書きの場合は，黒のペンを用いてください。ただし，鉛筆書きした原本を複写してもかまいません。

2　2024(令和６)年３月卒業見込みの生徒の調査書には，令和５年１２月１５日（金）までの事項を記入してください。

3　数字は，すべて算用数字を用いてください。

4　誤記を訂正する場合は，消しゴム，ナイフ，修正テープ等を用いず，記載責任者が訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押して訂正してください。

5　※No.の欄は記入しないでください。

6　卒業年月欄の右隣の縦長の欄については，「卒業見込」，「卒業」のいずれか一方を記入してください。中等教育学校前期課程においては「修了見込」，「修了」のいずれか一方を記入してください。

7　調査書等作成委員会の欄には，記載責任者の認印を押してください。

8　作成した調査書は，必ず印刷をした上で生徒指導要録等の原本と相違ないかを複数の担当者で照合，確認してください。

Ⅱ　各欄記入上の注意

1　「各教科の学習の記録」の欄について

１年から３年までの評定を生徒指導要録等に基づき**５段階**で記入してください。

※の縦の欄は記入しないでください。

2　「総合的な学習の時間の記録」の欄について

学習活動及び学習評価の観点の中で顕著な事項や成長の様子を生徒指導要録等に基づき総合的に記入してください。

3　「行動の記録」の欄について

第３学年について記入してください。各項目ごとにその趣旨に照らして「十分満足できる状況であると判断される場合」に，〇印を記入してください。

4　「特別活動等の記録」の欄について

特別活動等における生徒の活動状況について，該当する事項を適宜番号で示し，事実及び所見を記入してください。

5　「スポーツ活動，文化活動，社会活動，ボランティア活動等の記録」の欄について

上記各分野のいずれかにおいて，次の ① ～ ④ に該当する場合は、その内容を具体的に記述してください。該当しない場合には斜線を引いてください。

①　　スポーツ活動

校内外の活動において，特に優れた体育的能力を有する者（これまでの中学校体育連盟等の運動競技会において、県大会以上の大会で優秀な成績をおさめる等）

②　　文化活動

校内外の活動において、特に優れた文化的能力を有する者（これまでの芸術作品展示会や発表会等の文化的活動において，県大会以上の大会で優秀な成績をおさめる等）

③　社会活動

中学校の特別活動などにおいて，継続的に活躍するなど，特に優れたリーダー性を有する者

④　ボランティア活動

校内外において１年以上の長期間にわたり奉仕的活動に携わり，その活動が特に顕著であると認められる者

6　「欠席の状況」の欄について

事由の欄には，各学年において欠席日数が７日以上の場合は主な理由等を記入してください。

7　「特記事項」の欄について

この欄には，次の項目で特記すべきことがあれば，該当する事項を番号で示し，生徒指導要録等に基づき記入してください。

①　就学中の転・編入学に関すること。

②　各教科の学習状況に関すること。

③　行動の記録に関すること。

④　健康状態に関すること。

⑤　進路に関すること。

⑥　その他

Ⅲ　その他

1　「６　欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付してください。

2　平成３０年３月末日までに中学校を卒業した者については，生徒指導要録の「学籍に関する記録」に相当する内容のみ記入してください。ただし、**記入しない欄は斜線を引いてください**。なお，この場合、卒業証明書をもって調査書に代えることもできます。